

積極的な地域貢献活動を！！

地域の声を聴きながら、地域貢献活動の幅を広げていただくよう期待しています。

道では、地域商業の活性化に向け、事業者をはじめ、道、市町村、商店街組織や商工会議所・商工会などの商工関係団体、商業施設の設置者、道民など、関係する皆さんがそれぞれの役割を認識し、連携を強化しながら一体となって、地域のまちづくりに配慮しつつ、地域の実態に応じた取組を推進するため、平成24年3月に「北海道地域商業の活性化に関する条例」を制定、また、同年8月、小売事業施設設置者等が行う地域貢献活動を促進するため、条例に基づき「北海道地域貢献活動指針」を策定しています。

条例においては、地域貢献活動の推進は、小売事業施設設置者の皆さんの責務となっておりますので、指針で提示している望ましい姿を参考に、地域のまちづくりに配慮した活発な地域貢献活動に取り組むことが期待されています。

地域貢献活動の望ましい姿(北海道地域貢献活動指針:第4章)

1 地域との連携促進

- (1) 地域団体・組織への加入
- (2) 地域との意見交換の推進
- (3) 地域活動等への支援・協力
 - ①地域イベントや行事などへの参画・協働 ②コミュニティスペースの提供 ③地域教育への協力
 - ④地域の魅力やイベントの情報発信 ⑤行政との連携に要各種相談窓口の設置の協力
- (4) 消費生活の安定・経済活性化への協力
 - ①地域が取り組む「買い物弱者」対策への協力 ②道産品のPRや販売促進への協力
 - ③地域や道内の企業との取引促進

2 地域基盤の形成・維持

- (1) 地域や道内からの雇用の推進と安定的雇用の確保
- (2) ゆとりある勤労者生活の確保
- (3) 従業員の職業能力開発の推進
- (4) 地域の防犯活動等への参画・協働
- (5) 地域防災活動等への協力
 - ①地域の防災訓練等への参画・協働 ②災害時の物資の提供 ③災害時における緊急避難場所の提供
 - ④災害時におけるボランティア活動への支援 ⑤災害時等の協力体制の整備

3 まちづくりへの協力

- (1) 市町村等の取組の協力
- (2) 地域における魅力ある景観形成への配慮
- (3) 環境美化対策の実施
- (4) 観光振興の取組
- (5) 子ども、高齢者、障害のある人等への配慮

4 環境・エネルギー対策

- (1) ISO14001の導入など環境全般への配慮
- (2) 3R(リデュース、リユース、リサイクル)等の推進
- (3) エネルギー対策の実施
- (4) ゼロカーボン北海道の実現に向けた対策の実施

□条例に基づく諸手続について

施設内の店舗面積の合計が6,000㎡を超える小売事業施設（特定小売事業施設）の設置者の皆さんは、条例に基づき、新設の届出、地域貢献活動計画の提出、地域貢献活動実施状況の報告などの手続が必要です。事前に各総合振興局又は振興局にご相談ください。

【これから諸手続をはじめめる場合】

- 特定小売事業施設を新設する時は、特定小売事業施設新設届出書（「新設届出書」といいます。）と地域貢献活動計画書を提出してください。
- 新設届出書は、新設をする日（又は規則で定める手続を開始する日）の3か月前までに提出するよう努めてください。
- 地域貢献活動計画書は、新設する施設が営業を開始する日（新設をする日）の3か月前までに提出するよう努めてください。

新設の届出

地域貢献活動計画の提出

撤退に関する書類の提出

新設をする日（又は規則で定める手続※¹を開始する日）の3か月前までに届出

新設をする日（施設が営業を開始する日）の3か月前までに提出

撤退決定後、遅滞なく提出

説明会の開催（同時開催可）

出店計画説明会

地域貢献計画説明会

撤退の内容等を公表

地域貢献活動実施状況の報告（毎事業年度）、公表

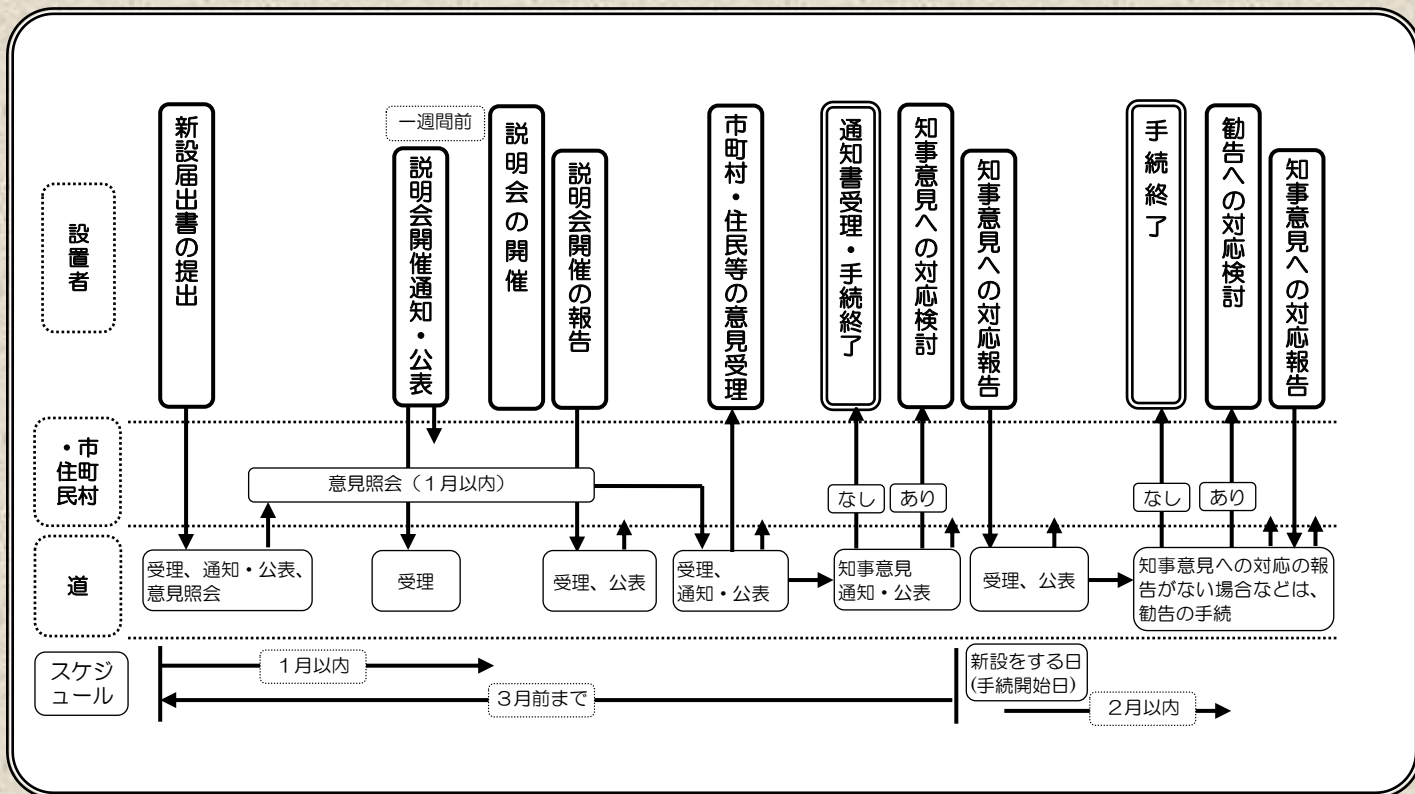
撤退に関する説明会の開催に努めて下さい。

※1 建築基準法、森林法、農地法、都市計画法、大規模小売店舗立地法の関係諸手続です。

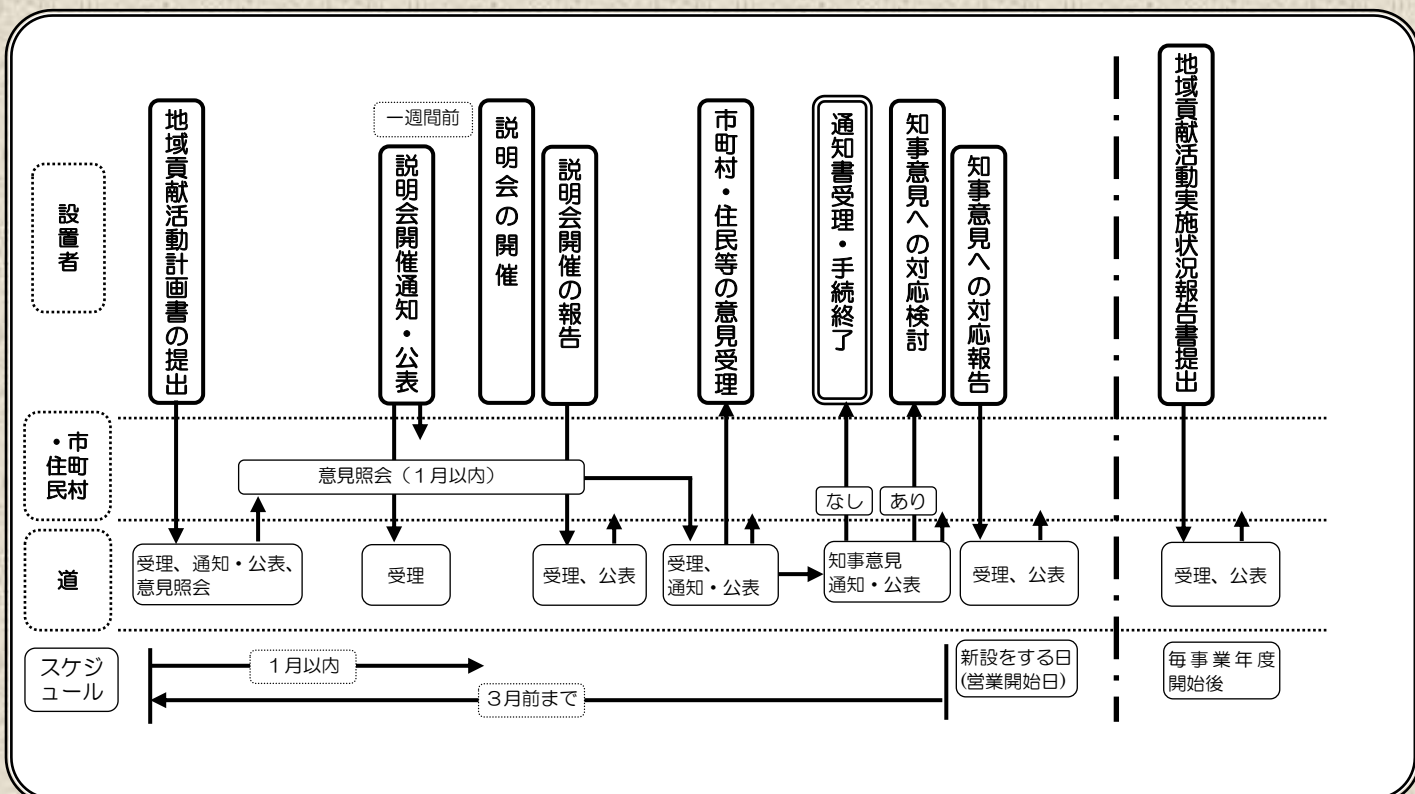
- 特定小売事業施設の面積の基準は、床面積からバックヤード等を除いた店舗面積です。（大規模小売店舗立地法の店舗面積と同様です。）
- 地域貢献活動計画書は、概ね3年を目途に見直しに努めていただきます。（計画を変更した場合は変更後の計画書を提出してください。）
- 地域の皆さんの声を聴く機会として関係市町村から要望があった場合に、地域貢献活動の実施状況に関する説明会の開催や地域貢献活動に関する協定の締結に努めていただきます。

特定小売事業施設の新設をする場合の手続き

1 新設の届出に関する事務の流れ



2 地域貢献活動計画に関する事務の流れ



「北海道地域商業の活性化に関する条例」及び手続については次の資料等を参考にしてください。

- 北海道地域商業の活性化に関する条例
- 北海道地域商業の活性化に関する条例施行規則
- 北海道地域商業の活性化に関する条例に係る事務取扱要綱
- 北海道地域商業の活性化に関する条例 特定小売事業施設に関する手引き
- 北海道地域貢献活動指針(令和5年4月改訂)

*これらの資料等は経済部地域経済局中小企業課のホームページからダウンロードできます。

*条例に係る各種届出等に係る問い合わせ先

- ・小売事業施設の所在地を所管する各(総合)振興局産業振興部商工労働観光課
- ・経済部地域経済局中小企業課

【 提出先・問い合わせ先 】

各総合振興局・振興局の窓口

担当部課名	住 所	電話番号(直通)
空知総合振興局 産業振興部商工労働観光課	岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0061
石狩振興局 産業振興部商工労働観光課	札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館	011-204-5827
後志総合振興局 産業振興部商工労働観光課	虻田郡倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1362
胆振総合振興局 産業振興部商工労働観光課	室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル	0143-24-9590
日高振興局 産業振興部商工労働観光課	浦河郡浦河町栄丘東通56号	0146-22-9281
渡島総合振興局 産業振興部商工労働観光課	函館市美原4丁目6番16号	0138-47-9459
檜山振興局 産業振興部商工労働観光課	檜山郡江差町字陣屋町336-3	0139-52-6641
上川総合振興局 産業振興部商工労働観光課	旭川市永山6条19丁目	0166-46-5944
留萌振興局 産業振興部商工労働観光課	留萌市住之江町2丁目1番地2	0164-42-8440
宗谷総合振興局 産業振興部商工労働観光課	稚内市末広4丁目2-27	0162-33-2528
オホーツク総合振興局 産業振興部商工労働観光課	網走市北7条西3丁目	0152-41-0636
十勝総合振興局 産業振興部商工労働観光課	帯広市東3丁目南3丁目1	0155-27-8537
釧路総合振興局 産業振興部商工労働観光課	釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9181
根室振興局 産業振興部商工労働観光課	根室市常盤町3丁目28番地	0153-24-5619

北海道経済部経営支援局中小企業課商業振興係
所在地：札幌市中央区北3条西6丁目
電 話：011-204-5341

【令和5年4月版】